	平成29年三重県議会定	例会提出予定議案概要(追加提案)
区分	件名	概 要
		予 算 15 件 条 例 案 1 件 議案 18件 その他議案 2 件 認 定 - 件 報 告 - 件 提 出 - 件 計 18 件
予算 (15件) 総務部	【1】 平成28年度三重県一般会 (補正額 約 87億4千7	
	【2】 平成28年度三重県県債管 (補正額 約 6百万円)	理特別会計補正予算(第2号)
	【3】 平成28年度三重県母子及 (第2号) (補正額 約 36万円)	び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
	【4】 平成28年度三重県立小児 (補正額 約 12百万円	心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第3号))
	【5】 平成28年度三重県就農施 (補正額 約 3百万円)	設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)
	【6】 平成28年度三重県地方卸 (補正額 約 1百万円)	売市場事業特別会計補正予算(第2号)
	【7】 平成28年度三重県林業改 (補正額 約 1百万円)	善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
	【8】 平成28年度三重県沿岸漁 (補正額 約 26万円)	業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
	【9】 平成28年度三重県中小企 (補正額 約 1億17百万	業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) ·円)

区分		件	名		概 要
予算 つづき	[10]	平成28年 (補正額			弯整備事業特別会計補正予算(第2号) 「円)
	[11]	平成28年 (補正額			或下水道事業特別会計補正予算(第3号) 5百万円)
	[12]	平成28年 (補正額			道事業会計補正予算(第3号) 4百万円)
	[13]	平成28年 (補正額			業用水道事業会計補正予算(第3号) 千万円)
	[14]	平成28年 (補正額			司事業会計補正予算(第3号) 万円)
	[15]	平成28年 (補正額			完事業会計補正予算(第3号) 百万円)
条例案 (1件) 健康福祉部 その他(2年部 株水産部	三の運る例 (1農林)	県	は、設備 注等を 改正す	構及び を定条 に対	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行) (主な改正内容) ・ 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者の人員配置基準の従業者について、指導員を児童指導員に改め、障害福祉サービス経験者を新たに加える。

区分	ن	件	 名	概 要
県土整備	品	【18】 土木関係建設 市町の負担に	事業に対する ついて	平成28年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

平		例会提出予定議案概要(追加提案・その2)
区分	件 名	概 要
		予 算 9件 議案 10件 条 例 案 1件 議案 10件 その他議案 - 件 機 認 定 - 件 件 報 告 - 件 件 提 出 - 件 計 10件
予算 (9件)		
総務部	【1】 平成29年度三重県一船 (知事等の給与の特例 増額等に伴う補正予算	股会計補正予算(第1号) に関する条例案に基づ〈職員給与費の減額及び退職手当の 章 約 18億4百万円)
	【2】 平成29年度三重県県債 (補正額 約 6億億	責管理特別会計補正予算(第1号) 67百万円)
	【3】 平成29年度三重県立八 (補正額 約 10万	小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第1号) 5円)
	【4】 平成29年度三重県立号 (補正額 約 7百万	子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第1号) 万円)
	【5】 平成29年度三重県流均 (補正額 約 17万	或下水道事業特別会計補正予算(第1号) ī円)
	【6】 平成29年度三重県水道 (補正額 約 6百万	道事業会計補正予算(第1号) 万円)
	【7】 平成29年度三重県工業 (補正額 約 4百万	業用水道事業会計補正予算(第1号) 万円)
	【8】 平成29年度三重県電気 (補正額 約 1百万	気事業会計補正予算(第1号) 万円)

区分	件名	概 要
予算 つづき	【9】 平成29年度三重県病障 (補正額 約 13百	院事業会計補正予算(第1号) 百万円)
つづき 条例案 (1件)	(補正額 約 13百	県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものである。 (平成29年4月1日から形行) (主な制定内容) (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、知事等の給与を減額するための特例を定める。 知事の給料の月額を100分の20減ずる。副知事の給料の月額を100分の10減ずる。 管理監督職員及びこれに相当する職員の職務の級の区分等に応じ、当該職員の給料の月額を100分の10から100分の2,3までに相当する額減ずる。 (2) 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間において、一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の8.5月分減する。